

さが桜再生プロジェクト始まる!!

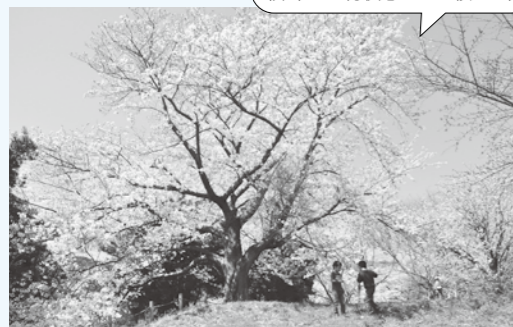
～先人たちが創り育てた桜を未来へ～



蓮池公園(佐賀市南部)は地下水位が高く、また粘土質の地盤であることから、桜は大きく成長できず、根腐れにより枯れています。



金立公園四季の丘「一本桜」(非常に生育状態のよい桜です)



佐賀市には多くの桜の名所がありますが、戦後植えられた桜の木は寿命を迎えていて、世代交代が必要となっています。そこで、先人たちが創り育てた桜を次の世代につなげていくために、『さが桜再生プロジェクト』と題して市民・企業等と連携し、市内公園の桜再生事業を開始します。

●プロジェクト内容

- ・桜を育て、楽しむため
平成24年度は市内の枯死した桜を撤去し、育ちやすい環境を整えるため土壌改良を行い、幼木での植え替えを行います。
- ・市民参画による桜の再生のため
桜の苗木等の資材については市民や企業等からの寄付を募り、未来を担う子どもたち(市民)や企業等との協働で幼木の植樹を行います。

○イベント開催(予定)

- ・第1回桜再生イベント(神野公園) 12月開催予定
- ・第2回桜再生イベント(蓮池公園) 平成25年2月開催予定

●プロジェクトへの参加

このプロジェクトにご賛同いただける市民・企業等の皆さんからの寄附(桜の苗木など)を受け付けています。くわしくは問い合わせください。

○寄附の受付期間 6月～11月下旬

◎問い合わせ

本庁 緑化推進課 公園係

☎40-7162 FAX26-7376

佐賀市では緑化経費の一部を支援しています!!

～みどりの街並みをつくりませんか～

佐賀市では、市・市民・事業者が協働でみどりあふれるまちづくりを進めるため、「佐賀すみどりあふれるまちづくり条例」を制定しています。この条例に基づき道路沿い(接道部)の緑化について、佐賀市と「緑化協定」を締結することができ、申請により緑化経費の一部を補助しています。くわしくは緑化推進課まで問い合わせください。

●緑化協定の締結

敷地の所有者と佐賀市が、接道部のみどりを増やし、きちんと維持管理をしていくことについて合意したときに、「緑化協定」(以下「協定」)を締結します。

●協定締結の要件

佐賀市が指定する緑化を重点的に推進する地区(みどり重点地区)内に所在するかどうかにより協定を締結する要件が異なります。

- ①みどり重点地区内の場合
… 1区画の敷地の所有者と佐賀市が、接道部の緑化について合意した場合、協定を締結することができます。
- ②みどり重点地区でない地区の場合
… 連続する3区画以上の敷地の各所有者と佐賀市が、接道部の緑化について合意した場合、協定を締結することができます。

●みどり重点地区

みどり重点地区とは、佐賀市が緑化を重点的に推進することが必要な地区として、平成23年8月に旧佐賀市中心市街地を中心に約300ヘクタールが指定されました。

※くわしくは緑化推進課まで問い合わせください。

●緑化支援の内容

佐賀市と協定を締結した人を対象に「緑化支援補助金」として、道路沿い(接道部)の緑化経費の一部(対象経費の2分の1で上限5万円)を支援します。

●緑化支援を受ける条件

- ・道路沿い(接道部)に長さ5メートル以上の植栽もしくは花壇を設置すること
- ・着工前に申請すること
- ・5年間以上は植栽した樹木を良好な状態で保つこと



◎問い合わせ

本庁 緑化推進課 緑化推進係

☎40-7164 FAX26-7376

クニオ・吉岡のガーデニングショー 参加者募集



昨年のガーデニングショーの様子(12月)

人気のガーデニングショーが夏の季節に登場! 色とりどりの花を夏から秋まで楽しめる「寄せ植え」を実施します。ガーデニングのプロに、花を美しく咲かせるコツ・土づくりのポイントを学びませんか。

■日時/6月16日(土)
・午前の部 10時～11時30分(受付9時30分～)
・午後の部 13時～14時30分(受付12時30分～)

■場所/金立公園センターハウス(金立町)

■講師/県緑のカウンセラー クニオ・吉岡さん

■定員/各部25人
(家族・グループでの申し込みも可能です。応募者多数の場合は抽選)

■申込方法/はがき・ファクス・電子メールに①郵便番号②住所③参加者名④年齢⑤性別⑥電話番号⑦午前または午後を明記の上、送付ください。

■申込期限/6月1日(金)

■参加料/1,000円(教材費込み)
※参加料はすべて緑の募金に寄付します。使用した寄せ植えセットは持ち帰りができます。

◎問い合わせ

〒840-8501佐賀市栄町1番1号
佐賀市役所 緑化推進課 緑化推進係

☎40-7164 FAX26-7376

✉green@city.saga.lg.jp

「佐賀市高齢者保健福祉計画」を策定しました

本市では、第一次総合計画において「地域で安心して生活できる社会の実現」を基本方向として掲げ、高齢者が個人として尊重され、住み慣れた地域や家庭で生きがいを持ち、健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指しています。

「佐賀市高齢者保健福祉計画」は、介護保険法に基づき佐賀中部広域連合が策定する介護保険事業計画と合わせて、3年ごとに見直しをすることになっています。

今後も進んでいくことが見込まれる高齢化に対応し、高齢者を保健福祉の面から支援するサービスやその供給体制を計画的に確保・整備していくための平成24年度から平成26年度までの計画です。

●計画の概要

本計画では、基本理念を「その人らしくいきいきと生活できる社会の実現」と定めています。

高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加するなか、健康で自立した生活をできるだけ長く続けること。そして、たとえ介護を必要とする状態になっても、その人らしい生活を可能とするために、地域住民で見守っていく社会を構築し、高齢者とその家族が尊厳ある暮らしを維持することが重要であると考へ、重点課題の第一に「地域ネットワークづくりの推進」を掲げています。

その第一歩として、中学校区に1つずつ配置されている「おたっしや本舗(地域包括支援センター)」を中心に、住み慣れた地域で安心して生活できるような「住民団体」「公共機関」「医療」「介護」「民間機関」企業」と連携し、それぞれの地域に合ったネットワークの構築・強化を行っていきます。

地域ネットワークづくりには、市民・民間事業所・行政が一体となり取り組まなければなりません。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、本計画については、高齢福祉課(本庁1階)および情報公開係(本庁1階)、各支所保健福祉課、市内各公民館で閲覧できます。

◎問い合わせ

本庁 高齢福祉課 長寿推進係

☎40-7253 FAX40-7393